

日銀シス第6号
2020年2月12日

日銀ネット利用先
日銀ネット利用金融機関等 御中

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（共通事務）」
の一部改正に関する件

全銀ネット（一般社団法人全国銀行資金決済ネットワークをいう。）のコンピュータ接続における障害中の対応措置の見直しに伴い、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、2020年2月17日から実施することとしましたので通知します。

以 上

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（共通事務）」中一部改正

○ 第1編Ⅵ. 3. (2) を横線のとおり改める。

(2) 代替出力を行う場合（全銀ネット）

障害時において、全銀ネットが代替出力のうち一括再送に限り希望し、日本銀行がこれを許可した場合には、日本銀行は全銀ネットに対して一括再送許可した処理を実施します。

イ. 一括再送代替出力の依頼

全銀ネットは、一括再送代替出力を希望する場合には、センターにその旨を連絡してください。日本銀行が一括再送代替出力を許可した場合には、センターからの指示に従い、「一括再送実施依頼書（全銀ネット用）」（第32号書式）および「EX一方通知電文出力先切替依頼書」（第29号書式）を日本銀行（業務局）に提出してください。なお、日本銀行は、相当の注意をもって一括再送実施依頼書（全銀ネット用）等の印影または署名と日本銀行に予め届出られている印鑑または署名鑑とが一致することを確認した場合には、当該書面の偽造、変造その他の事故により生じた損害等について責任を負いません。

ロ. 出力先切替えの実施

日本銀行は、依頼書にもとづき、出力先切替えを実施し、その旨を全銀ネットに連絡します。なお、出力先切替え後に端末装置に出力されたEX一方通知電文を、再度コンピュータ接続において出力することはできません。

ロハ. 一括再送の実施

日本銀行は、依頼書にもとづき、一括再送を実施し、その旨を全銀ネットに連絡します。以降、日本銀行は、原則として30分間隔で、その間に出力されたEX電文に対して一括再送を実施します。この2回目以降の一括再送について、全銀ネットは、改めて依頼書を作成する必要はありません。また、日本銀行は、原則として一括再送を実施した旨の全銀ネットへの連絡を行いません。なお、一括再送は、端末装置が中央演算処理装置（コア機能）と通信可能な状態（第2編Ⅲ. 2. ①参照）において実施可能です。

ロニ. 障害復旧後の対応

全銀ネットは、障害が復旧した場合においてコンピュータ接続の利用を再開

するときには、センターにその旨を連絡してください。日本銀行がコンピュータ接続の利用再開を許可した場合には、センターからの指示に従い、「E X一方通知電文出力先切替依頼書」(第29号書式)を日本銀行(業務局)に提出してください。

日本銀行は、依頼書にもとづき、E X一方通知電文の出力先を端末装置からコンピュータ接続に再度切替え、その旨を全銀ネットに連絡します。全銀ネットは、日本銀行からの連絡を受けた後、コンピュータ接続の開始処理を行ってください。なお、コンピュータ接続の利用再開後に受信するE X電文は、一括再送により端末装置で既に受信しているE X電文と重複する場合がありますので、二重処理しないよう必要な措置を講じてください。

- 第29号書式を横線のとおり改める。
(第29号書式)

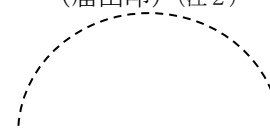
E X 一方通知電文出力先切替依頼書 ^(注1)

年 月 日

日本銀行業務局長 殿

(届出印) ^(注2)

(金融機関等名)
(依頼者)



本依頼書の提出後、速やかに、E X 一方通知電文の出力先を下記のとおり切替えて頂くよう依頼します ^(注3)。

(太枠内を記入。該当する番号を○で囲む。)

		日本銀行使用欄	
金融機関等店舗コード ^(注4)	<input type="text"/>	【BANK】	記載値
CPU接続制御コード ^(注5)	1 : すべてのCPU接続制御コード	【CPU】	1 : 入力省略
	2 : 個別指定 ^(注6) <input type="text"/>		2 : 記載値
		【OUT】	CPU
E X 一方通知電文の出力先	1 : 端末装置 (代替出力)	【FLG】	1 : ON
	2 : コンピュータ接続 (戻し)		2 : OFF

出力先切替えに関するシステム面の連絡先	
所 属	<input type="text"/>
氏 名	<input type="text"/>
電話番号	<input type="text"/> (ファクシミリ <input type="text"/>)

- (注1) この書式は、障害状況に応じて、適宜修正または補記を行って差支えない。
- (注2) 代表者またはその者から日銀ネットに関する権限を付与された者の役職名を記載のうえ、記名捺印または署名する。役職名、氏名および印鑑または署名は、印鑑届等により日本銀行に届け出たものを使用すること。
- (注3) 障害発生から本依頼書にもとづく出力先切替えが完了するまでの間に、コンピュータ接続宛てに出力されたE X 一方通知電文を、日銀ネット端末に一括して出力するためには、「一括再送実施依頼書 (日時範囲指定)」(第30号書式) または「一括再送実施依頼書 (処理通番範囲指定)」(第31号書式) を提出し、一括再送を依頼する。全銀ネットの場合は、「一括再送実施依頼書 (全銀ネット用)」(第32号書式) を提出し、一括再送を依頼する。
- (注4) 日本銀行に予め届出済みのコンピュータ接続先の金融機関等店舗コード。
- (注5) 日本銀行に予め届出済みの金融機関等店舗コード単位に定めたコード。コンピュータ接続先が電文振分け単位等を制御するために定めた3桁の数字。
- (注6) 個別指定の際、複数のCPU接続制御コードの切替えが必要な場合には、それぞれのCPU接続制御コードについて本書を作成する。ただし、全銀ネットの場合は、個別指定はできない。